

1. 件名：日本原子力研究開発機構原子力科学研究所放射性廃棄物の廃棄施設の定期事業者検査報告（開始時）についての面談（第2回）
2. 日時：令和5年9月15日（金）10時00分～10時30分
3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 検査グループ 専門検査部門  
早川上席原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、宮田原子力専門検査官、  
宮本検査技術専門職  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所  
バックエンド技術部 放射性廃棄物管理第1課 マネージャー 他6名  
安全・核セキュリティ統括部  
安全・核セキュリティ推進室 技術副主幹 他1名

#### 5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「事業者」という。）から、原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設（以下「廃棄施設」という。）の令和5年度定期事業者検査（以下「定事検」という。）報告（開始時）について、前回（令和5年8月21日）の面談時の指摘を反映した資料に基づき以下の説明があった。

- 廃液貯槽・Ⅱ-2、蒸発処理装置・Ⅱ及びアスファルト固化装置は機能維持の観点から従前の検査を実施する。
- 廃液貯槽・Ⅱ-2、蒸発処理装置・Ⅱ及びアスファルト固化装置を再度使用する場合には、事前の許認可申請及び法令技術基準に適合するための検査を実施し、機能等に問題ないことを確認する。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- 令和5年度の定事検計画については了解した。
- 長期停止機器については、施設管理実施計画にて保管中も必要な機能の維持管理について点検により確認することを明記すること。
- 機器の廃止については、設工認申請で明確に記載すること。
- 定事検報告（開始時）の内容に変更があった場合や、定事検対象設備に不適合が発生した場合には定事検報告（終了時）にその旨を記載すること。
- 施設管理計画については、変更がなければ添付は不要だが、変更があった場合には改訂履歴を記載のうえで添付すること。

○事業者から、了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：定期事業者検査報告書（定期事業者検査開始時）

以 上